

令和2年11月30日提出

令和2年第4回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第106号

令和2年11月20日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和2年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 議案第72号 令和2年度小金井市一般会計補正予算（第8回）
- 議案第73号 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 小金井市いじめ防止対策推進条例
- 議案第76号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第79号 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第80号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第81号 武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の指定管理者の指定について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

## 議 長 報 告

### 1 東京都市議会議長会定例総会について

令和2年11月17日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 北方領土の返還を求める都民会議令和2年度通常総会の会議結果について

ウ 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和2年度第1回臨時評議員会の会議結果について

エ 令和2年度日中友好交流事業について

オ 第230回東京都都市計画審議会の会議結果について

カ 関東市議会議長会支部長会議の会議結果について

キ 全国市議会議長会第221回理事会・第109回評議員会合同会議の会議結果について

#### (2) 協議事項

ア 令和3年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和3年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和3年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和2年度東京都市議会議員研修会について

### 2 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

#### (1) 小金井市議会報告会

ア 目 的 定例会の審査状況等を市民の方に説明するため

イ 派遣場所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

ウ 期 日 令和2年8月21日（金）

エ 派遣議員 全議員



## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 湯沢綾子議員

2 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

3 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和2年8月12日から令和2年11月9日までに開催された各議会の報告である。

## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和2年10月29日（木） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年10月29日（木） 令和2年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第5号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定  
について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 令和2年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和2年11月6日（金） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年11月6日（金） 令和2年第2回定例会

議案2件を審議した。

第13号議案 令和2年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）  
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第14号議案 令和元年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認  
定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

## 浅川清流環境組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和2年11月9日（月） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年11月9日（月） 令和2年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第5号 浅川清流環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第6号 令和元年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について  
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第7号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。



議案第72号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)



令和2年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ665,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,788,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年11月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		21,762,596	121,015	21,883,611
	1 国庫負担金	6,666,917	98,258	6,765,175
	2 国庫補助金	15,065,736	22,757	15,088,493
16 都支出金		7,451,721	85,023	7,536,744
	1 都負担金	2,313,160	30,981	2,344,141
	2 都補助金	4,241,896	44,741	4,286,637
	3 委託金	896,665	9,301	905,966
17 財産収入		25,286	1	25,287
	1 財産運用収入	6,883	1	6,884
18 寄附金		15,930	4	15,934
	1 寄附金	15,930	4	15,934
19 繰入金		1,323,249	414,994	1,738,243
	1 基金繰入金	1,322,167	414,994	1,737,161
21 諸収入		219,682	44,336	264,018
	5 雑入	169,117	44,336	213,453
歳入合計		60,123,535	665,373	60,788,908

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		372,213	△3,797	368,416
	1 議 会 費	372,213	△3,797	368,416
2 総 務 費		5,591,714	63,561	5,655,275
	1 総 務 管 理 費	4,438,353	9,018	4,447,371
	2 徴 税 費	493,275	47,588	540,863
	4 選 挙 費	184,099	6,955	191,054
3 民 生 費		35,485,855	537,094	36,022,949
	1 社 会 福 祉 費	19,975,025	105,064	20,080,089
	2 児 童 福 祉 費	11,821,838	294,782	12,116,620
	3 生 活 保 護 費	3,656,266	137,248	3,793,514
4 衛 生 費		4,228,949	24,970	4,253,919
	1 保 健 衛 生 費	1,592,634	19,686	1,612,320
	2 清 掃 費	2,636,315	5,284	2,641,599
9 消 防 費		1,539,351	19,341	1,558,692
	1 消 防 費	1,539,351	19,341	1,558,692
10 教 育 費		5,061,510	31,058	5,092,568
	2 小 学 校 費	1,765,439	12,460	1,777,899
	3 中 学 校 費	850,747	4,804	855,551
	4 社 会 教 育 費	760,309	1,159	761,468
	5 保 健 体 育 費	950,074	12,635	962,709
13 予 備 費		105,900	△6,854	99,046
	1 予 備 費	105,900	△6,854	99,046
歳 出 合 計		60,123,535	665,373	60,788,908

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
第5次基本構想・前期基本 計画策定支援委託料その2	令和2年度 ～令和3年度	2,882千円
東京2020オリンピック 聖火リレーミニセレブレ ーション等運営委託料	令和2年度 ～令和3年度	5,384千円

議案第72号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第8回)





# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 21,762,596	千円 121,015	千円 21,883,611
	1 国庫負担金	6,666,917	98,258	6,765,175
	2 国庫補助金	15,065,736	22,757	15,088,493
16 都支出金		7,451,721	85,023	7,536,744
	1 都負担金	2,313,160	30,981	2,344,141
	2 都補助金	4,241,896	44,741	4,286,637
	3 委託金	896,665	9,301	905,966
17 財産収入		25,286	1	25,287
	1 財産運用収入	6,883	1	6,884
18 寄附金		15,930	4	15,934
	1 寄附金	15,930	4	15,934
19 繰入金		1,323,249	414,994	1,738,243
	1 基金繰入金	1,322,167	414,994	1,737,161
21 諸収入		219,682	44,336	264,018
	5 雑収入	169,117	44,336	213,453
歳入合計		60,123,535	665,373	60,788,908

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 372,213	千円 △3,797	千円 368,416
	1 議 会 費	372,213	△3,797	368,416
2 総 務 費		5,591,714	63,561	5,655,275
	1 総 務 管 理 費	4,438,353	9,018	4,447,371
	2 徴 税 費	493,275	47,588	540,863
	4 選 挙 費	184,099	6,955	191,054
3 民 生 費		35,485,855	537,094	36,022,949
	1 社 会 福 祉 費	19,975,025	105,064	20,080,089
	2 児 童 福 祉 費	11,821,838	294,782	12,116,620
	3 生 活 保 護 費	3,656,266	137,248	3,793,514
4 衛 生 費		4,228,949	24,970	4,253,919
	1 保 健 衛 生 費	1,592,634	19,686	1,612,320
	2 清 掃 費	2,636,315	5,284	2,641,599
7 商 工 費		742,537	0	742,537
	1 商 工 費	742,537	0	742,537
9 消 防 費		1,539,351	19,341	1,558,692
	1 消 防 費	1,539,351	19,341	1,558,692
10 教 育 費		5,061,510	31,058	5,092,568
	2 小 学 校 費	1,765,439	12,460	1,777,899
	3 中 学 校 費	850,747	4,804	855,551
	4 社 会 教 育 費	760,309	1,159	761,468
	5 保 健 体 育 費	950,074	12,635	962,709
13 予 備 費		105,900	△6,854	99,046
	1 予 備 費	105,900	△6,854	99,046
歳 出 合 計		60,123,535	665,373	60,788,908

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△3,797
			△3,797
9,752		8,013	45,796
451		1,058	7,509
9,301			38,287
		6,955	
182,807		44,163	310,124
54,424		539	50,101
103,217		5,599	185,966
25,166		38,025	74,057
9,251		1,995	13,724
9,251		1,995	8,440
			5,284
234			△234
234			△234
			19,341
			19,341
3,994		24,722	2,342
4,329		4,328	3,803
2,363		2,362	79
			1,159
△2,698		18,032	△2,699
			△6,854
			△6,854
206,038		78,893	380,442

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 6,665,102	千円 98,258	千円 6,763,360	1 社会福祉費負担金	千円 33,534
				2 児童福祉費負担金	21,281
				3 被用者児童手当負担金	1,468
				4 非被用者児童手当負担金	△ 1,310
				5 特別障害者手当等負担金	3,154
				6 生活保護費等負担金	25,166
				7 被用者小学校修了前児童手当負担金	13,987
				8 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 3,963
				10 中学生児童手当負担金	△ 2,966
				11 特例給付負担金	7,907

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	33,534
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第53条、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱) 母子生活支援施設措置費 負担率 1/2	(子育て支援課)	1,461 ( 1,461)
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	19,820
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 37/45	(子育て支援課)	1,468
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 1,310
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条) 負担率 3/4	(自立生活支援課)	3,154
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) (2,015,394千円一弁償金調定額33,982千円) × 3/4 負担率 3/4	(地域福祉課)	25,166
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	13,987
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 3,963
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 2,966
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	7,907

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 12,925,324	千円 6,814	千円 12,932,138	1 社会福祉費補助金	千円 646
				2 児童福祉費補助金	6,168
3 衛生費国庫補助金	64,843	9,251	74,094	1 保健衛生費補助金	9,251
5 教育費国庫補助金	446,064	6,692	452,756	1 小学校費補助金	4,329
				2 中学校費補助金	2,363

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,311,701	千円 30,981	千円 2,342,682	1 社会福祉費負担金	千円 16,767
				2 児童福祉費負担金	10,640

説	明	千円
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	646
1 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 1/2、3/4、10/10	(子育て支援課)	100
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保 育 課)	6,068
3 母子保健衛生費補助金 (母子保健衛生費国庫補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(健 康 課)	9,251
6 学校保健特別対策事業費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	4,329
5 学校保健特別対策事業費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	2,363

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	16,767
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第55条、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱) 母子生活支援施設措置費 負担率 1/4	(子育て支援課)	730
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	9,910

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円	3 被用者児童手当負担金	千円 159
				4 非被用者児童手当負担金	△ 327
				6 被用者小学校修了前児童手当負担金	3,497
				7 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 991
				8 中学生児童手当負担金	△ 741
				9 特例給付負担金	1,977

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,167,508	千円 46,754	千円 2,214,262	1 社会福祉費補助金	千円 323
				2 児童福祉費補助金	46,431



説	明	千円
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 4/45	(子育て支援課)	159
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	327
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	3,497
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	991
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	741
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	1,977

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	323
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	16,343
13 保育士等キャリアアップ補助金 (保育士等キャリアアップ補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保 育 課)	22,600
15 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/4、3/4	(保 育 課)	7,488

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 商工費都補助金	千円 23,081	千円 685	千円 23,766	1 商工費補助金	千円 685
7 教育費都補助金	79,727	△ 2,698	77,029	1 教育費補助金	△ 2,698

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費委託金	千円 356,598	千円 9,301	千円 365,899	2 徴収費委託金	千円 9,301

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 利子及び配当金	千円 3,057	千円 1	千円 3,058	1 利子及び配当金	千円 1

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費寄附金	千円 7	千円 4	千円 11	2 地域福祉事業寄附金	千円 4

説	明	千円
2 消費者行政活性化交付金 (東京都消費者行政活性化交付金交付要綱) 補助率 10/10	(経 済 課) △	3,613
3 消費者行政強化交付金 (東京都消費者行政強化交付金交付要綱) 補助率 10/10	(経 済 課)	4,298
11 東京2020大会開催関連事業費補助金 (東京2020大会開催関連事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(生涯学習課) △	2,698

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納 税 課)	9,301

説	明	千円
13 新型コロナウイルス感染症対策基金利子	(健 康 課)	1

説	明	千円
1 地域福祉事業寄附金	(地 域 福 祉 課)	4

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	790,000	380,000	1,170,000	1 財政調整基金繰入金	380,000
7 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	65,006	34,994	100,000	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	34,994

款 21 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 過年度収入	1	32,510	32,511	1 過年度収入	32,510
2 弁償金	13,918	11,556	25,474	1 弁償金	11,556
6 雑入	154,938	270	155,208	1 雑入	270

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	380,000
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健 康 課)	34,994

説	明	千円
12 令和元年度障害児通所給付費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	3,733
13 令和元年度障害児通所給付費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,866
16 令和元年度生活保護費等国庫負担金追加交付金	(地 域 福 祉 課)	26,911
1 弁 償 金	(地 域 福 祉 課)	11,556
64 リモート会議用通信環境整備補助金 (令和2年度リモート会議用通信環境整備補助金交付要綱)	(情報システム課)	270

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	372,213	△ 3,797	368,416			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,797			
△ 3,180	1 報酬	△ 180	2 議員の報酬等の経費 (議会事務局) △ 3,180
	3 職員手当等	△ 71	1 報 酬 (△ 180) 特別委員長 (△ 180)
	8 旅費	△ 3,209	3 職員手当等 (△ 71) 8 旅 費 (△ 2,701) 議 員 旅 費 △ 2,701
	13 使用料及び賃借料	△ 157	13 使用料及び賃借料 (△ 157) 自動車借上料 △ 157
	18 負担金補助及び交付金	△ 180	18 負担金補助及び交付金 (△ 71) 関東市議会議長会総会出席者負担金 △ 7 全国都市問題会議出席者負担金 △ 20 関東市議会議長会支部長会議等出席者負担金 △ 44
△ 617			3 議会事務に要する経費 (議会事務局) △ 617
			8 旅 費 (△ 508) 特別旅費 △ 508
			18 負担金補助及び交付金 (△ 109) 全国都市問題会議出席者負担金 △ 10 関東市議会議長会総会出席者負担金 △ 7 関東市議会議長会支部長会議等出席者負担金 △ 92

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,367,876	3,846	1,371,722	451		
				451		
2 文書管理費	547,767	4,180	551,947			715
						715
8 企画調整費	46,935	343	47,278			343
						343
9 市民施設費	81,667	315	81,982			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,395			
3,395	10 需用費	3,390	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 3,395
	1 消耗品費	451	
	6 光熱水費	2,939	
	11 役務費	456	10 需用費 (2,939)
	2 電話料	456	光熱水費 (2,939)
			11 役務費 (456)
			電話料 456
			13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 451
			10 需用費 (451)
			消耗品費 451
3,465			
	11 役務費	270	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) 715
	6 その他の役務費	270	
	12 委託料	3,465	11 役務費 (270)
	13 使用料及び賃借料	445	リモート会議システム回線使用料 270
			13 使用料及び賃借料 (445)
			リモート会議システム機器等借上料 187
			リモート会議システムライセンス使用料 258
3,465			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 3,465
			12 委託料 (3,465)
			基幹系システム修正委託料(個人市民税制度改正対応分) 3,465
	1 報酬	343	1 企画・調整に要する経費 (企画政策課) 343
			1 報酬 (343)
			長期計画審議会委員報酬 343
315			
119	10 需用費	196	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 119
	6 光熱水費	196	
	11 役務費	119	11 役務費 (119)
	2 電話料	119	電話料 119
196			5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 196
			10 需用費 (196)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 市民施設費						
10 市民文化費	348,644	334	348,978			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円 光熱水費 196
334			
334	12 委託料	334	8 はけの森美術館事業に要 する経費 (コミュニティ文) 334
			12 委 託 料 ( 334) キャプションケース作製委託料 334

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	357,007	0	357,007	9,301		
3 徴 収 費	65,701	47,588	113,289			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 9,301			
47,588			
47,588	22 償還金利息及び割引料	47,588	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 47,588
			22 償還金利息及び割引料 ( 47,588)
			還付金及び還付加算金 47,588

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 市議会議員選挙費	76,600	6,955	83,555			6,955
						6,359
						596

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
	1	報酬	262	1 市議会議員選挙に要する 経費 (選挙管理委員会) 6,359
	3	職員手当等	32	
	7	報償費	1,020	1 報 酬 ( 262) 期日前投票管理者報酬 34 期日前投票立会人報酬 56 選挙事務会計年度任用職員報酬 172
	10	需用費	674	3 職員手当等 ( 32) 7 報 償 費 ( 1,020) 選挙事務従事者謝礼 1,020
		1 消耗品費	665	10 需 用 費 ( 674) 消耗品費 665
		5 印刷製本費	9	印刷製本費 9
	11	役務費	72	11 役 務 費 ( 72) 電 話 料 72
		2 電話料	72	12 委 託 料 ( 3,965) 投・開票所設営等委託料 440 選挙投票管理システムサポート委 託料 330 選挙投票管理システム増設委託料 3,195
	12	委託料	4,561	13 使用料及び賃借料 ( 316) 電子複写機使用料 64 自動車借上料 4 期日前投票所設営備品借上料 248
	13	使用料及び賃借料	316	17 備品購入費 ( 18) 維持管理機器類 18
	17	備品購入費	18	2 市議会議員選挙啓発に要 する経費 (選挙管理委員会) 596
				12 委 託 料 ( 596) 啓発宣伝活動委託料 596

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,093,247	10,783	1,104,030	3,154		
				3,154		
2 障害者福祉費	2,123,906	88,229	2,212,135	51,270		
				969		
				13,017		
				37,284		



一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
7,629			
1,052	19 扶助費	4,206	9 特別障害者手当等支給に要する経費 (自立生活支援課) 4,206
6,577	22 償還金利息及び割引料	6,577	19 扶助費 (4,206) 特別障害者手当等 4,206 34 返還金・還付金 ( ) 6,577 (1) 自立生活支援課関係経費 4,580 22 償還金利息及び割引料 (4,580) 令和元年度障害者医療費国庫負担金返還金 3,080 令和元年度障害者医療費都負担金返還金 1,500 (2) 地域福祉課関係経費 1,997 22 償還金利息及び割引料 (1,997) 令和元年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金 1,095 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 902
36,959			
323	12 委託料	1,292	17 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 1,292
4,338	19 扶助費	67,066	12 委託料 (1,292) 重度身体障害者訪問入浴委託料 1,292
	22 償還金利息及び割引料	19,871	22 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 17,355 19 扶助費 (17,355) 介護給付費 17,355
12,427			23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 49,711 19 扶助費 (49,711) 訓練等給付費 49,711
19,871			32 返還金・還付金 (自立生活支援課) 19,871 22 償還金利息及び割引料 (19,871) 令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 4,763 令和元年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 2,384 令和元年度地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 189 令和元年度地域生活支援事業費等都補助金返還金 94 令和元年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金 55 令和元年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 12,386

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 高齢者福祉費	481,016	6,048	487,064			535
						535
9 地域福祉基金費	6,508	4	6,512			4
						4

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,513			
328	10 需用費	330	22 地域福祉ネットワーク支
	1 消耗品費	2	援に要する経費 (介護福祉課) 328
	5 印刷製本費	328	
	18 負担金補助及び交付金	533	10 需用費 (328)
5,185			印刷製本費 328
	22 償還金利子及び割引料	5,185	47 返還金・還付金 (介護福祉課) 5,185
			22 償還金利子及び割引料 (5,185)
			令和元年度低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 412
			令和元年度低所得者保険料軽減都府負担金返還金 206
			令和元年度訪問介護継続利用者負担助成事業都府補助金返還金 3
			令和元年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都府補助金返還金 83
			令和元年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都府補助金返還金 4,481
			48 高齢者オンライン交流事業に要する経費 (介護福祉課) 535
			10 需用費 (2)
			消耗品費 2
			18 負担金補助及び交付金 (533)
			高齢者オンライン交流支援事業補助金 533
	24 積立金	4	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課) 4
			24 積立金 (4)
			地域福祉基金積立金(積立元金) 4

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,331,068	256,934	6,588,002	84,583		5,599
				18,697		
				22,600		
				29,730		5,599
				13,556		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
166,752			
3,568	7 報償費	655	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 22,265
	12 委託料	63	
	18 負担金補助及び交付金	40,416	19 扶助費 ( 22,265) 児童手当 22,265
2,000	19 扶助費	61,904	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 24,600
	22 償還金利息及び割引料	153,896	18 負担金補助及び交付金 ( 24,600) 保育士等キャリアアップ補助金 24,600
4,373			19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 39,702
			12 委 託 料 ( 63) 給付費支払事務委託料 63
			19 扶 助 費 ( 39,639) 障害児通所給付費 39,639
2,260			25 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保 育 課) 15,816
			18 負担金補助及び交付金 ( 15,816) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 15,816
153,896			26 返還金・還付金 ( ) 153,896
			(1) 保育課関係経費 153,573
			22 償還金利息及び割引料 ( 153,573)
			令和元年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 12,868
			令和元年度保育所等整備国庫交付金返還金 9,168
			令和元年度子育てのための施設等利用給付国庫負担金返還金 21,979
			令和元年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 24,554
			令和元年度保育所運営費都負担金返還金 6,532
			令和元年度子育てのための施設等利用給付都負担金返還金 10,481
			令和元年度子ども・子育て支援事業費都補助金返還金 8,069
			令和元年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 7,562
			令和元年度保育所等賃借料都補助金返還金 60
			令和元年度保育従事職員宿舍借上支援事業費都補助金返還金 464
			令和元年度認証保育所運営費等都補助金返還金 2,105

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
2 児童措置費	3,637,640	35,610	3,673,250	18,534		
				2,191		
				16,343		
3 児童福祉施設費	68,044	380	68,424			
4 保育園費	1,127,078	937	1,128,015			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
			令和元年度定期利用保育事業費都補助金返還金 8,760
			令和元年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金 626
			令和元年度保育所等におけるICT化推進事業費都補助金返還金 1,753
			令和元年度保育所等における児童の安全対策強化事業費都補助金返還金 9,443
			令和元年度保育サービス推進事業都補助金返還金 11,396
			令和元年度保育力強化事業都補助金返還金 1,033
			令和元年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費都補助金返還金 8,310
			令和元年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金 7,397
			令和元年度保育所等利用多子世帯負担軽減事業費都補助金返還金 1,013
			(2) 自立生活支援課関係経費 323
			22 償還金利子及び割引料 ( 323)
			令和元年度障害児通所給付費国庫負担金返還金 215
			令和元年度障害児通所給付費都負担金返還金 108
655			28 保育計画策定に要する経費 (保育課) 655
			7 報償費 ( 655)
			保育計画策定委員会委員謝礼 655
17,076			
732	18 負担金補助及び交付金	32,687	4 母子生活支援施設入所措置に要する経費 (子育て支援課) 2,923
	19 扶助費	2,923	19 扶助費 ( 2,923)
			母子生活支援施設措置費 2,923
16,344			5 認証保育所運営に要する経費 (保育課) 32,687
			18 負担金補助及び交付金 ( 32,687)
			認証保育所運営費等補助金 32,687
380			
380	10 需用費	380	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) 380
	6 光熱水費	380	10 需用費 ( 380)
			光熱水費 380
937			

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 保育園費						
5 学童保育所費	343,145	721	343,866			
6 ひとり親福祉費	39,569	200	39,769	100		
				100		



一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
937	10 需用費 6 光熱水費	937 937	2 保育園維持管理に要する 経費	(保 育 課) 937
			10 需用費 光熱水費	( 937) 937
721				
721	10 需用費 6 光熱水費	607 607	1 学童保育所維持管理に要 する経費	(児 童 青 少 年 課) 721
	11 役務費 2 電話料	114 114	10 需用費 光熱水費	( 607) 607
			11 役務費 電 話 料	( 114) 114
100				
100	18 負担金補助及び交 付金	200	5 母子・父子自立支援・婦 人相談・母子・父子自立 支援プログラム策定に要 する経費	(子 育 て 支 援 課) 200
			18 負担金補助及び交付金 養育費確保支援事業補助金	( 200) 200

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	195,789	48,872	244,661			
2 扶 助 費	3,455,065	88,376	3,543,441	25,166		38,025
				25,166		38,025

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
48,872			
48,872	22 償還金利子及び割引料	48,872	3 返還金・還付金 (地域福祉課) 48,872
			22 償還金利子及び割引料 ( 48,872)
			令和元年度生活保護費等国庫負担金返還金 37,197
			令和元年度生活保護費等都負担金返還金 11,675
25,185			
25,185	19 扶助費	88,376	1 生活保護扶助に要する経費 (地域福祉課) 88,376
			19 扶助費 ( 88,376)
			生活保護扶助 88,376

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	827,625	15,388	843,013	9,251		1,494
				1,796		331
				3,532		611
				3,675		552
				248		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
4,643			
834	10 需用費	1,171	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 834
	1 消耗品費	83	
	5 印刷製本費	89	
	6 光熱水費	320	10 需用費 (834)
	10 修繕料	514	光熱水費 320
	14 医薬材料費	165	修繕料 514
△ 1,466	12 委託料	8,022	7 乳幼児及び産婦の健康診 査に要する経費 (健康課) 661
	22 償還金・利子及び割引料	6,195	12 委託料 (661)
△ 2,923			乳児健康診査委託料 (個別) 661
			8 1歳6か月児健康診査に 要する経費 (健康課) 1,220
			12 委託料 (1,220)
			1歳6か月児健康診査委託料 (個別) 769
			1歳6か月児歯科健康診査委託料 (個別) 451
△ 3,124			9 3歳児健康診査に要する 経費 (健康課) 1,103
			12 委託料 (1,103)
			3歳児健康診査委託料 (個別) 856
			3歳児歯科健康診査委託料 (個別) 247
5,127			15 胃がん検診に要する経費 (健康課) 5,127
			10 需用費 (89)
			印刷製本費 89
			12 委託料 (5,038)
			胃がん検診委託料 (個別) 5,038
			32 産後ケア事業に要する経 費 (健康課) 248
			10 需用費 (248)
			消耗品費 83
			医薬材料費 165
6,195			34 返還金・還付金 (健康課) 6,195
			22 償還金・利子及び割引料 (6,195)
			令和元年度出産・子育て応援事業 都補助金返還金 689
			令和元年度疾病予防対策事業費等 国庫補助金返還金 876
			令和元年度未熟児養育医療費等国 庫負担金返還金 75

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費						
2 感染症予防費	81,660	500	82,160			500
						500
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	183,169	3,798	186,967			1
						1

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
			令和元年度未熟児養育医療費等都 負担金返還金 38 令和元年度医療保健政策区市町村 包括補助事業都補助金返還金 4,517
	7 報償費	500	2 感染症予防関係に要する 経費 (健康課) 500 7 報償費 (500) 医療従事者慰労金 500
3,797			
3,797	24 積立金	3,798	1 新型コロナウイルス感染 症対策基金積立金 (健康課) 3,798 24 積立金 (3,798) 新型コロナウイルス感染症対策基 金積立金 (積立元金) 3,797 新型コロナウイルス感染症対策基 金積立金 (積立利子) 1

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,168,694	5,284	2,173,978			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,284			
5,284	12 委託料	5,284	5 資源ごみ回収に要する経費 (ごみ対策課) 5,284
			12 委 託 料 ( 5,284)
			びん処理委託料その1 1,478
			びん処理委託料その2 1,478
			剪定枝処理委託料 2,328

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	84,290	0	84,290	234		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 234		千円	千円

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,377,881	19,341	1,397,222			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
19,341			
19,341	12 委託料	19,341	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 19,341
			12 委託料 ( 19,341) 消防事務都委託金 19,341

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	611,671	8,657	620,328	4,329		4,328
				4,329		4,328
2 教育振興費	649,028	141	649,169			
4 学校建設費	180,508	3,662	184,170			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	866 866	2 学校運営に要する経費 ( ) 8,657
	17 備品購入費	7,791	(2) 学務課関係経費 8,657 10 需用費 ( 866) 消耗品費 866 17 備品購入費 ( 7,791) 学校管理備品 7,791
141			
141	17 備品購入費	141	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 141 17 備品購入費 ( 141) 教育振興備品 141
3,662			
3,662	10 需用費 10 修繕料	3,662 3,662	2 学校施設維持管理に要す る経費 (庶 務 課) 3,662 10 需用費 ( 3,662) 修 繕 料 3,662

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	272,932	4,725	277,657	2,363		2,362
				2,363		2,362
2 教育振興費	309,325	79	309,404			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	500 500	2 学校運営に要する経費 ( ) 4,725
	17 備品購入費	4,225	(2) 学務課関係経費 4,725 10 需用費 ( 500) 消耗品費 500 17 備品購入費 ( 4,225) 学校管理備品 4,225
79			
79	17 備品購入費	79	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 79 17 備品購入費 ( 79) 教育振興備品 79

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 文化財保護費	13,648	1,159	14,807			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,159			
1,159	10 需用費 10 修繕料	1,159 1,159	3 文化財センター維持管理 に要する経費 (生涯学習課) 1,159
			10 需用費 ( 1,159) 修繕料 1,159

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	89,050	△ 5,397	83,653	△ 2,698		
				△ 2,698		
2 体育施設費	861,024	18,032	879,056			18,032
						13,410
						4,622

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,699			
△ 2,699	12 委託料	△ 5,397	<p>8 東京2020オリンピック・パラリンピック推進に要する経費 (生涯学習課) △ 5,397</p> <p>12 委託料 (△ 5,397) 東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション等運営委託料 △ 5,397</p>
	21 補償補填及び賠償金	18,032	<p>2 総合体育館維持管理に要する経費 (生涯学習課) 13,410</p> <p>21 補償補填及び賠償金 ( 13,410) 総合体育館指定管理委託損失補償金 13,410</p> <p>4 栗山公園健康運動センター維持管理に要する経費 (生涯学習課) 4,622</p> <p>21 補償補填及び賠償金 ( 4,622) 栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金 4,622</p>

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	105,900	△ 6,854	99,046			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 6,854		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,149	12,113		136	42,398	7,128	49,526
	議 員	24	141,187		56,715			197,902	50,269	248,171
	その他	1,830	185,499					185,499	279	185,778
	計	1,857	326,686	30,149	68,828		136	425,799	57,676	483,475
補正前	長 等	3		30,149	12,113		136	42,398	7,128	49,526
	議 員	24	141,367		56,786			198,153	50,269	248,422
	その他	1,827	185,066					185,066	279	185,345
	計	1,854	326,433	30,149	68,899		136	425,617	57,676	483,293
比 較	長 等									
	議 員		△180		△71			△251		△251
	その他	3	433					433		433
	計	3	253		△71			182		182

※ その他の手当は、通勤手当136千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 1,954	954,797	2,276,810	2,115,055	5,346,662	964,965	6,311,627	
補正前	(4) 1,954	954,625	2,276,810	2,115,023	5,346,458	964,965	6,311,423	
比 較	( )	172		32	204		204	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		358,415	48,492	60,507	48,416	
補正前		358,415	48,492	60,507	48,416		221,457
比 較							32
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,945	159,206	716,175	487,410	2,115,055
	補正前		14,945	159,206	716,175	487,410	2,115,023
	比 較						32



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分  2 異動等分  3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	32	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当  (1) 給与改定分  (2) 異動等分   2 その他  (1) 給与改定分  (2) その他  (3) 再任用給与改定分	32          32 総務費 時間外勤務手当

債務負担行為で翌年度以降に見込み及び当該年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正

(単位:千円)

追加 事項	限度額	令和元年度(見込)額		令和2年度以降の 予定金額	左の財源内訳			
		支 出 期 間	金 額		特定財源		その他	一般財源
					国庫支出金	地方債		
第5次基本構想・前期基本計画 策定支援委託料その2	2,882			2,882				2,882
東京2020オリンピック聖火リレー ミニセレブレーション等運営委託料	5,384			5,384				5,384

議案第72号資料2

令和2年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和元年度末現在高(A)	令和2年度当初高(B)	予算補正状況			令和2年度末高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第6回9月	第7回10月	第8回12月	
1	財政調整基金	元金 利息 計	3,613,987	281 281	△180,000 △180,000	1,680,000 1,680,000	1,500,000 1,500,000	440,000 730,000 1,170,000 3,944,268
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,417	1 1				当 初 補 正 計 1 1 9,418
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	2,788,701	276 276			276 276	当 初 補 正 計 115,171 115,171 2,673,806
4	地域福祉基金	元金 利息 計	756,699	77 77		6,431 6,431	6,431 6,431	当 初 補 正 計 3,690 3,690 759,517
5	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利息 計			180,265 180,265	3,797 3,798	186,966 186,967	当 初 補 正 計 100,000 100,000 86,967
6	環境基金	元金 利息 計	1,116,540	200,000 122 200,122		440 440	440 440	当 初 補 正 計 300,000 300,000 1,017,102
7	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,029	1 1				当 初 補 正 計 3,030
8	みどり公園基金	元金 利息 計	2,479	7,298 1 7,299		581 581	7,879 7,880	当 初 補 正 計 10,359
9	市営住宅整備基金	元金 利息 計	58,978	3,233 6 3,239			3,233 3,239	当 初 補 正 計 2,300 2,300 59,917
10	教育施設整備基金	元金 利息 計	107,323	570 16 586		923 923	1,493 1,509	当 初 補 正 計 46,000 46,000 62,832
11	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1				当 初 補 正 計 66
合	計	元金 利息 計	8,457,218	211,101 782 211,883	265 0 265	3,797 1 3,798	1,906,442 783 1,907,225	当 初 補 正 計 907,161 830,000 1,737,161 8,627,282

## 新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

## 【歳入】

(単位:千円)

担当課	予算科目	説明	補正額
学務課	15・2・5・1・6	学校保健特別対策事業費補助金	4,329
	15・2・5・2・5	学校保健特別対策事業費補助金	2,363
健康課	15・2・3・1・3	母子保健衛生費補助金	1,738
	17・1・2・1・13	新型コロナウイルス感染症対策基金利子	1
	19・1・7・1・1	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	34,994
情報システム課	21・5・6・1・64	リモート会議用通信環境整備補助金	270
合計			43,695

## 【歳出】

(単位:千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
議会事務局	1・1・1・2	特別委員長	△ 180
		職員手当等	△ 71
		議員旅費(議員の報酬等の経費)	△ 2,701
		自動車借上料	△ 157
		関東市議会議長会総会出席者負担金	△ 7
		全国都市問題会議出席者負担金	△ 20
	1・1・1・3	関東市議会議長会支部長会議等出席者負担金	△ 44
		特別旅費(議会事務に要する経費)	△ 508
		全国都市問題会議出席者負担金	△ 10
		関東市議会議長会総会出席者負担金	△ 7
		関東市議会議長会支部長会議等出席者負担金	△ 92
		情報システム課	2・1・2・4
リモート会議システム機器等借上料	187		
リモート会議システムライセンス使用料	258		
企画政策課	2・1・8・1	長期計画審議会委員報酬	343
選挙管理委員会事務局	2・4・4・1	期日前投票管理者報酬	34
		期日前投票立会人報酬	56
		選挙事務会計年度任用職員報酬	172
		職員手当等	32
		選挙事務従事者謝礼	1,020
		消耗品費(市議会議員選挙に要する経費)	665
		印刷製本費(市議会議員選挙に要する経費)	9
		電話料(市議会議員選挙に要する経費)	72
		投・開票所設営等委託料	440
		選挙投票管理システムサポート委託料	330
		選挙投票管理システム増設委託料	3,195
		電子複写機使用料	64
		自動車借上料	4
		期日前投票所設営備品借上料	248
		維持管理機器類	18
	2・4・4・2	啓発宣伝活動委託料	596
介護福祉課	3・1・4・48	消耗品費(高齢者オンライン交流事業に要する経費)	2
		高齢者オンライン交流支援事業補助金	533

(単位:千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
健康課	4・1・1・7	乳児健康診査委託料(個別)	661
	4・1・1・8	1歳6か月児健康診査委託料(個別)	769
		1歳6か月児歯科健康診査委託料(個別)	451
	4・1・1・9	3歳児健康診査委託料(個別)	856
		3歳児歯科健康診査委託料(個別)	247
	4・1・1・32	消耗品費(産後ケア事業に要する経費)	83
		医薬材料費(産後ケア事業に要する経費)	165
	4・1・2・2	医療従事者慰労金	500
	4・1・6・1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金)	3,797
新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立利子)		1	
学務課	10・2・1・2(2)	消耗品費(学校運営に要する経費(学務課関係経費))	866
		学校管理備品	7,791
	10・3・1・2(2)	消耗品費(学校運営に要する経費(学務課関係経費))	500
		学校管理備品	4,225
生涯学習課	10・5・2・2	総合体育館指定管理委託損失補償金	13,410
	10・5・2・4	栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金	4,622
合計			43,695

第5次基本構想・前期基本計画策定事業概要

1 事業目的

第4次基本構想・後期基本計画が令和2年度末で終了することに伴い、市民のしあわせ増進を実現する取組の指針となる新たな第5次基本構想・前期基本計画を策定する。新型コロナウイルス感染症の影響をどのように捉え、計画の中でどう扱うかを検討するため、策定期間を半年程度延期し、令和3年10月を目途に策定する。

2 スケジュール(案)

	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
■第13回長期計画審議会(10/16) ・改定のレベル感 ・修正候補の洗い出し		●																									
□修正文案作成		←	→																								
■委員事前確認							↔																				
■第14回長期計画審議会 ・修正文案確認								●																			
□修正文案作成							←	→																			
■委員事前確認								↔																			
■第15回長期計画審議会 ・修正文案確認 ・パブリックコメントについて ・周知イベントについて												●															
■パブリックコメント												←	→														
■第16回長期計画審議会 (周知イベント)												←	→														
□パブリックコメント集約												←	→														
■第17回長期計画審議会 ・パブコメ結果について ・文案の修正について ・答申案について																											
■答申																											

※ 第13回小金井市長期計画審議会資料

3 主な事業概要

(1) 令和2年度

ア 長期計画審議会

市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査し、及び審議する。

イ パブリックコメント

令和2年6月に計画案のパブリックコメントを行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて修正した計画案について、令和3年2月（予定）に再度パブリックコメントを行う。

ウ 周知イベント

令和3年2月（予定）のパブリックコメントに合わせ、計画案及びパブリックコメントの実施について周知する。

(2) 令和3年度

ア 長期計画審議会

市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査し、及び審議し、答申をいただく。

4 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 343千円

(2) 歳出

長期計画審議会委員報酬 343千円

(3) 債務負担行為

第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託料その2

(期間：令和2年度～令和3年度) 限度額2,882千円

高齢者オンライン交流支援事業補助金事業概要

1 目的

高齢者がオンラインで交流するためのインターネット技術を身につける機会を提供することにより、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止、感染症罹患に係る高齢者の精神的負担の軽減及び地域活動の継続に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) 補助対象者 講座を実施する(公社)小金井市シルバー人材センター

(2) 補助対象経費

ア 講座開催に当たっての初期費用(上限200,000円、1回のみ)

イ 受講者(65歳以上の高齢者)1人1回(2時間、最大3回を上限)当たりの受講料(通信料、テキスト代を含む。)(上限4,000円、1人3回まで)

ウ 感染症対策に要する費用(上限5,000円/月)

エ 広報等に要する費用(上限18,000円、1回のみ)

オ 原則として、受講後1か月以内に、受講者がオンライン交流を実施しているか等を確認する内容を含むアンケート調査を行う経費(上限500円/人)

カ その他市長が認める経費

(3) 主な講座内容

受講者がパソコン・タブレット等でオンライン会議に参加し、又はオンライン会議を主催できる技術及び市の公式ツイッター等に安全にアクセスできる技術の習得を支援する。

3 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 535千円

(2) 歳出

ア 消耗品費 2千円

イ 高齢者オンライン交流支援事業補助金 533千円

4 周知方法 市報(令和3年1月1日号予定)、市政だより、市ホームページ、ツイッター、体操等通いの場の参加者へのチラシ配布等で周知



## 養育費確保支援事業補助金事業概要

### 1 目的

養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費について、養育費確保支援事業補助金を交付することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

### 2 背景

平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭の養育費の受給率は24.3%と低くなっている。また、平成28年国民生活基礎調査によると、母子家庭の平均収入は243万円と低く、大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は50.8%となっており、養育費の不払はひとり親家庭が貧困に陥る一因となっている。

このような中、養育費の支援事業を開始する自治体が増えつつあり、国及び東京都において令和2年度から市区町村への養育費確保支援に係る補助を開始した。

### 3 事業概要

#### (1) 補助対象経費

ア 養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てもしくは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用又は連絡用の郵便切手代。上限5万円

イ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費。上限5万円

#### (2) 開始時期 令和3年1月

### 4 予算

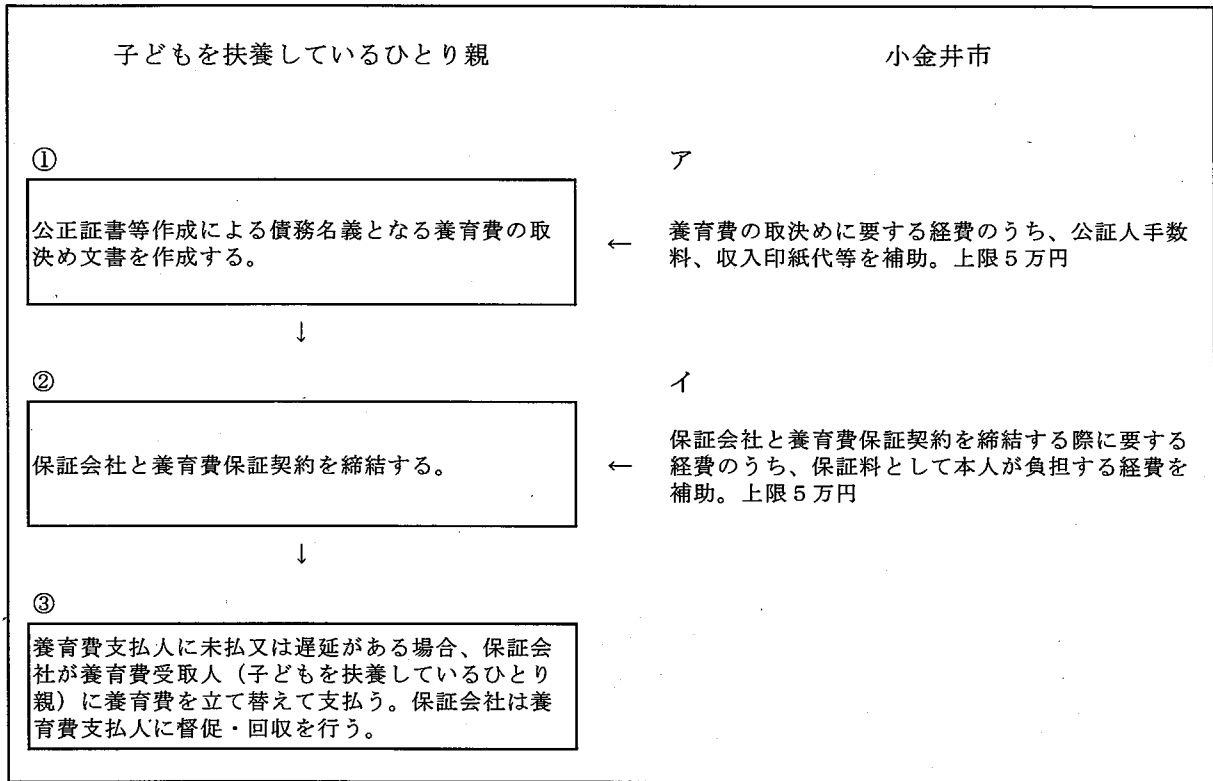
#### (1) 歳入

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 100千円

#### (2) 歳出

養育費確保支援事業補助金 200千円

## 5 養育費確保支援のイメージ



東京2020オリンピック聖火リレー事業概要

1. 聖火リレー概要

(1) 全国における実施期間

令和3年3月25日福島県・ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジをスタートした後、日本全国47都道府県で実施され、121日間をかけて日本全国を巡り、7月23日に都庁前でゴールを迎える。

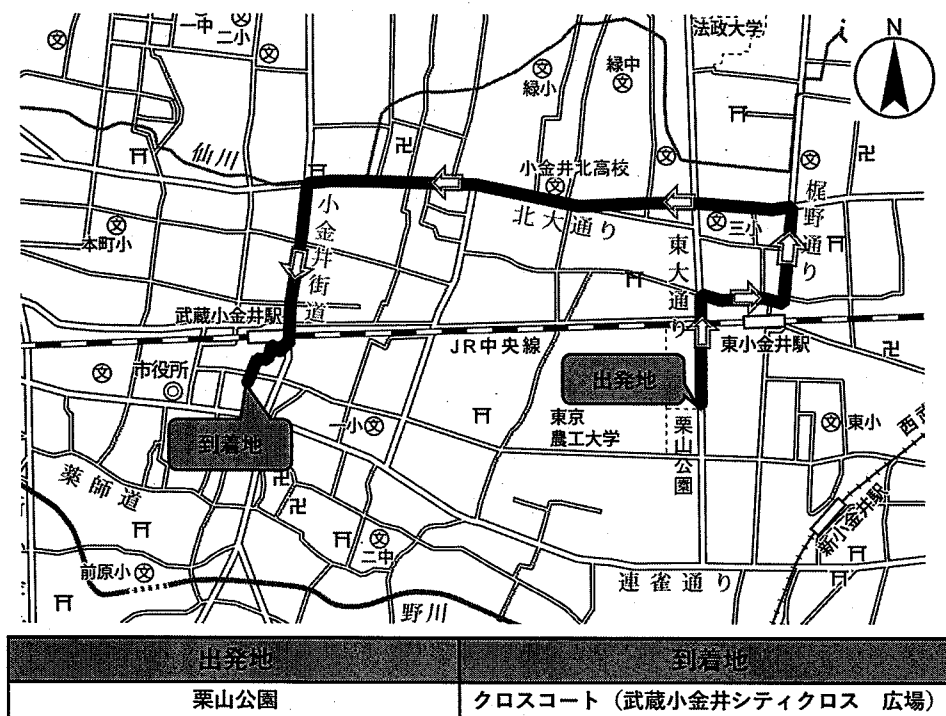
(2) 東京都内実施期間 令和3年7月9日(金)～7月23日(金)

(3) 小金井市実施日 令和3年7月14日(水)

(4) 実施日当日の各市の順番

①清瀬市⇒②東久留米市⇒③西東京市⇒④小金井市⇒⑤府中市

(5) ルート図(令和2年に予定していたルート)



(6) ミニセレブレーションイベント概要

市内走行区間内で行うことができるセレモニーであり、ウエルカムプログラム(各実行委員会の自由企画により、特色ある盛り上げを図るプログラム)及び中継地セレモニー(聖火ランナー入場、挨拶、フォトセッション等)によって構成する。

(7) ミニセレブレーション会場（案）

- ・ミニセレブレーション会場 クロスコート
- ・機運醸成イベント会場 フェスティバルコート

2 東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション等運営委託料概要

(1) 当日運営事務

ア 聖火リレー関連事務

- ・スタート地点の会場準備及び事前セレモニー運営等
- ・全体記録撮影（ビジョンカー活用）
- ・ゴール地点の会場準備及びミニセレブレーション等の運営

イ 東京2020大会オリンピック機運醸成イベント運営事務

- ・オリンピック競技体験、工作体験の運営
- ・休憩場所等の設置
- ・オペレーション
- ・司会進行業務

(2) 事前調整事務

ア イベントの内容は東京都及びオリンピック・パラリンピック組織委員会と協議する必要があるため、その補助を行う。

イ 小金井市東京2020大会連携協議会と連携し、事前調整を行う。

3 令和元年度及び令和2年度の債務負担行為からの変更点

- ・新型コロナウイルス感染防止対策
- ・借用備品（ステージ、音響機器等）の活用による備品調達の見直し
- ・飲食店ブースの出店形態の見直し

議案第73号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

都市計画税率の特例措置の終了に伴い、引き続き都市計画税に係る負担軽減を図るため、本案を提出するものであります。

## 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第15条(見出しを含む。)中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第73号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例) 第15条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例) 第15条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p>	<p>都市計画税率の特例の期間延長</p>

## 多摩26市の都市計画税の税率等について

	条例本則の税率	特例税率	適用期間	令和3年度の税率
八王子市	0.30%	0.27%	当分の間	検討中
立川市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
武蔵野市	0.20%	—	—	0.10%
三鷹市	0.30%	0.225%	令和2年度	検討中
青梅市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
府中市	0.30%	0.20%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
昭島市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
調布市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
町田市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
小金井市	0.30%	0.27%	平成30年度から令和2年度まで	—
小平市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
日野市	0.30%	0.27%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
東村山市	0.30%	0.29%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
国分寺市	0.30%	0.27%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
国立市	0.30%	0.27%	平成30年度から令和2年度まで	0.25%
福生市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
狛江市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
東大和市	0.30%	0.26%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
清瀬市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
東久留米市	0.30%	0.24%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
武蔵村山市	0.30%	0.26%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
多摩市	0.30%	0.20%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
稲城市	0.30%	0.27%	令和2年度	検討中
羽村市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
あきる野市	0.30%	0.27%	平成30年度から令和2年度まで	検討中
西東京市	0.30%	0.25%	平成30年度から令和2年度まで	0.25%



議案第74号

小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合等の特例）」を付し、同項中「第3条第1項に」を「第3条第1項本文に」に、「同項の」を「同項本文の」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、後段を削る。

付則中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 当分の間、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
- 5 前2項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、これらの規定に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>1 } 省略</p> <p>2 }</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項本文の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>4 当分の間、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合が年</p>	<p>付 則</p> <p>1 } 省略</p> <p>2 }</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合において、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。</p>	<p>地方税法の改正に伴う規定の整備</p>
<p>4 当分の間、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合が年</p>	<p>4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合において、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。</p>	<p>同上</p>

7. 2.5パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

5. 前2項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、これらの規定に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

#### 6 省略

#### 付 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

#### 4 省略

地方税法の改正に伴う規定の整備

項の繰下げ

議案第75号

小金井市いじめ防止対策推進条例

小金井市いじめ防止対策推進条例を別紙のように制定する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本条例を制定するため、本案を提出するものがあります。

## 小金井市いじめ防止対策推進条例

### 前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることが出来るまちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことが出来る社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
- 4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるい



じめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
- 4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
- 5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力要請）

第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条第2項の規定による対策委員会の委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

学校運営協議会委員	日額	1,500円
-----------	----	--------

を

「

学校運営協議会委員		日額	1,500円
教育委員会いじめ問題対策委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

」

議案第76号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）」に、「同法の」を「地方税法の」に改め、同表備考第5項中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法」に、「同法第314条の3第1項」を「地方税法第314条の3第1項」に改め、同表備考第6項中「同法第292条第1項第11号イ」を「地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第292条第1項第11号イ」に、「同法の」を「地方税法の」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行条例	改正条例	備考
<p>別表（第3条関係） （表省略） 備考 1 省略 2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同じの世帯に属する者が、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合</u>に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同</p>	<p>別表（第3条関係） （表省略） 備考 1 省略 2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同じの世帯に属する者が、<u>地方税法等（令和2年法律第5号）第1条による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合</u>に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同</p>	<p>地方税法の改正に伴う規定の整備</p>

の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日に住所を有しない者において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)の世帯をいう。

- 3 省略
- 4 省略

5 第3項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合のときは、同法第314条第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを

法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)の世帯をいう。

- 3 省略
- 4 省略

5 第3項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合のときは、同法第314条第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものを」とあるのを

地方税法の  
改正に伴う  
規定の整備

の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところにより当該所得割を免除された者並びに地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第2号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、

「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第2号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

地方税法の  
改正に伴う  
規定の整備



現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものと読み替えられた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）であって、均等割（同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。

7 } 省略  
1 2 }

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

ある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えられた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であって、均等割（同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。

7 } 省略  
1 2 }

議案第77号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「地方税法(昭和25年法律第226号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)」に、「同法の」を「地方税法の」に改め、同条第2項中「地方税法」を「地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法」に改める。

### 付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。



が、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)の世帯をいう。)の学童の育成料は、無料とする。

(2) }  
{ }  
(4)

省略

2 前項第2号から第4号までに規定する課税標準額の算定に当たっては、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者である場合を含む。)

み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)の世帯をいう。)の学童の育成料は、無料とする。

(2) }  
{ }  
(4)

省略

2 前項第2号から第4号までに規定する課税標準額の算定に当たっては、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合と同号イに該当する所得割の納税義務者である場合を含む。)

地方税法  
の改正に  
伴う規定  
の整備

む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第31  
4条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定す  
る額)を控除するものとする。

3 省略

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

4条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定す  
る額)を控除するものとする。

3 省略

## 議案第78号

### 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

#### 記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 小金井市障害者福祉センター  
位置 小金井市緑町四丁目17番10号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人 まりも会  
所在地 東京都小平市上水南町四丁目7番45号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### （提案理由）

小金井市障害者福祉センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 まりも会の概要

- 1 設 立 昭和37年10月23日
- 2 基本財産 27億6,282万1,147円(令和2年3月31日現在)
- 3 役員数 理事7人、監事2人、評議員9人
- 4 職員数 316人(令和2年4月1日現在)
- 5 設立目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
- 6 事業実績
  - (1) 第一種社会福祉事業
    - ア 救護施設の経営
    - イ 障害者支援施設の経営
    - ウ 特別養護老人ホームの経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
    - ア 老人デイサービス事業の経営
    - イ 身体障害者福祉センターの経営
    - ウ 障害福祉サービス事業の経営
    - エ 老人短期入所事業の経営
    - オ 特定相談支援事業の経営
    - カ 一般相談事業の経営
  - (3) 社会福祉法第26条の規定による公益事業
    - ア 居宅介護支援事業



指定管理者候補者の選定経過

1 募集の公表

市報8月1日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

令和2年8月25日(火)午前10時から小金井市障害者福祉センターで実施

3 質問書の受付

(1) 令和2年8月3日(月)から同月24日(月)まで

(2) 令和2年8月25日(火)から同月27日(木)まで

4 質問書の回答

(1) 3(1)については、令和2年8月25日(火)に現地説明会会場にて、参加団体に回答書を配布した。質問があった団体のうち、現地説明会に参加しなかった団体については、同年9月3日(木)にEメールで回答した。

(2) 3(2)については、令和2年9月3日(木)に現地説明会参加団体及び質問があった団体にEメールで回答した。

5 応募書類の提出

令和2年9月7日(月)から同月14日(月)まで

6 応募団体数

1団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 令和2年10月8日(木)

(2) 第2次審査 令和2年10月20日(火) 指定管理者候補者の選定

8 選定理由

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、社会福祉法人まりも会が指定管理者候補者として適していると判断した。

なお、以下の点が評価できる。

(1) 利用者のニーズを吸い上げる仕組みを持っており、それを共有し、活かした運営を行っていること。

(2) 地域に根ざした長い実績があり、引き続き安定した管理運営が期待できること。

また、今後以下の点を要望する。

(1) 引き続きコンプライアンスの充実に努めた運営を行っていただきたい。

したがって、上記答申のとおり、社会福祉法人まりも会を指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目		点
1 事業者の現状・実績・管理運営方針 (120点)		75
1	施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。	
2	施設及び類似施設の管理運営に実績があり、業務改善への取組が適切であること。	
3	センター長予定者や主要な職員の実績が十分にあり、職員配置・ローテーションが上手く機能していること。	
4	計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用していること。	
5	職員の確保・職場定着への支援がなされていること。	
6 職員の人材育成に関する考え方が適切に示されていること。		
2 管理運営に関する業務 (160点)		101
1	人権や権利擁護に関する研修を計画的に受講し、虐待の予防、職員の意識向上への取組が適切であること。	
2	利用者の状況を適切に把握し、虐待の早期発見、早期対応への取組が適切であること。	
3	苦情解決及びサービス評価・利用者満足度の取組が適切であること。	
4	防災、災害、事故、感染症の蔓延等の緊急時の対策が十分であること。	
5	個人情報保護に関する考え方や具体的な取組が適切であること。	
6	施設管理手法及び危機管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理であること。	
7	新型コロナウイルス感染症対策も含め、利用者等の健康・衛生管理等への取組が適切であること。	
8 再委託を予定している業務について、内容が適切であること。		
3 事業運営に関する業務 (140点)		98
1	生活介護事業について、創作活動、生産活動やその他の活動への支援が一人ひとりの希望や障害特性に応じたものであること。	
2	緊急一時保護事業についての情報提供を適切に行い、利用者や家族の状況に配慮したものであること。	
3	自立訓練（機能訓練）や生活相談について、利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、支援が適切であること。	
4	市独自事業について、利用者が地域生活を継続していくための取組として適切であること。	
5	障害の重度化、高齢化等への支援が、一人ひとりに応じて適切であること。	
6	利用者が健康を維持できるよう、生活介護事業における「医療的ケア」についての支援が適切であること。	
7 必要に応じ、利用者への地域資源を検討し、個別多様な社会参加への支援が適切であること。		
4 資金計画 (100点)		66
1	給与・報酬・賃金等に関する規定を定め、適正に人件費を積算していること。	
2	サービス報酬等収入の見積を適正に行っていること。	
3	受託経費の見積を適正に行っていること。	
4	収支の見込みが適正かつ実現可能であること。	
5 安定的な経営基盤を有していること。		
5 サービスの向上 (80点)		60
1	提案事業の計画が、施設の設置目的にかなっており、利用促進を図る内容であること。	
2	個別支援計画の作成について、利用者の希望を尊重して作成、見直しをしていること。	
3	施設の設備や機能を十分に活用していること。	
4 利用者の満足度を高めるための創意工夫がなされていること。		
合計 (600点)		400

4人の委員が採点し、社会福祉法人まりも会を指定管理者候補者として決定した。

議案第79号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 小金井市児童発達支援センター  
位置 小金井市梶野町一丁目2番3号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人 雲柱社  
所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

小金井市児童発達支援センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 雲柱社の概要

- 1 設 立 昭和28年7月29日
- 2 基本財産 42億3,867万4,651円(令和2年3月31日現在)
- 3 役員数 理事9人、監事2人、評議員10人
- 4 職員数 1,899人(令和2年4月1日現在)
- 5 設立目的 キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業実績
  - (1) 第二種社会福祉事業
    - ア 保育所の経営
    - イ 児童厚生施設の経営
    - ウ 子育て短期支援事業の経営
    - エ 地域子育て支援拠点事業の経営
    - オ 一時預かり事業の経営
    - カ 放課後児童健全育成事業の経営
    - キ 障害福祉サービス事業の経営
    - ク 障害児通所支援事業の経営
    - ケ 子育て援助活動支援事業の経営
    - コ 小規模保育事業の経営
    - サ 利用者支援事業の経営
  - (2) 公益を目的とする事業
    - ア 地域ディグループ事業の経営
    - イ 子ども家庭支援センターの経営
    - ウ 家庭的保育事業の経営
    - エ 放課後子どもプラン事業の経営

議案第80号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター  
位置 小金井市本町二丁目10番13号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人 聖ヨハネ会  
所在地 東京都小金井市桜町一丁目2番20号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 聖ヨハネ会の概要

- 1 設 立 昭和26年4月11日
- 2 基本財産 45億6,300万7,323円(令和2年3月末現在)
- 3 役員数 理事8人、監事2人、評議員9人
- 4 職員数 983人(令和2年7月10日現在)
- 5 設立目的 カトリックの精神に基づき、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会で営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業実績
  - (1) 第一種社会福祉事業
    - ア 障害者支援施設の経営
    - イ 特別養護老人ホームの経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
    - ア 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
    - イ 老人デイサービスセンターの経営
    - ウ 老人短期入所事業の経営
    - エ 障害福祉サービス事業の経営
    - オ 老人居宅介護等事業の経営
    - カ 一般相談支援事業の経営
    - キ 特定相談支援事業の経営
    - ク 障害児相談支援事業の経営
    - ケ 病児保育事業の経営
  - (3) 社会福祉法第26条の規定による公益事業
    - ア 訪問看護事業
    - イ 居宅介護支援事業
    - ウ 訪問入浴介護事業
    - エ 地域包括支援センターの経営
    - オ 日中一時支援事業の経営

カ 聖ヨハネホスピスケア研究所の経営

キ 高齢者賃貸住宅事業



議案第 81 号

武蔵小金井南第 3 自転車駐車場外 6 施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター  
所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目 8 番 21 号
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

武蔵小金井南第 3 自転車駐車場外 6 施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出するものであります。

別紙

管理を行わせる公の施設の名称及び位置

番号	名称	位置
1	武蔵小金井南第3自転車駐車場	小金井市本町六丁目5番
2	武蔵小金井南第7自転車駐車場	小金井市本町六丁目14番45号
3	武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目18番
4	武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番
5	東小金井北第1自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目2番
6	東小金井駅西側高架下自転車駐車場	小金井市緑町一丁目1番
7	新小金井西第1自転車駐車場	小金井市東町四丁目24番

## 議案第81号資料

### 公益社団法人 小金井市シルバー人材センターの概要

- 1 設 立 昭和55年12月1日
- 2 役員数 理事19人、監事2人
- 3 会員数 1,100人
- 4 職員数 12人
- 5 設立目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対して、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 6 事業内容
  - (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
  - (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
  - (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
  - (4) 設立目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
  - (5) その他小金井市シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

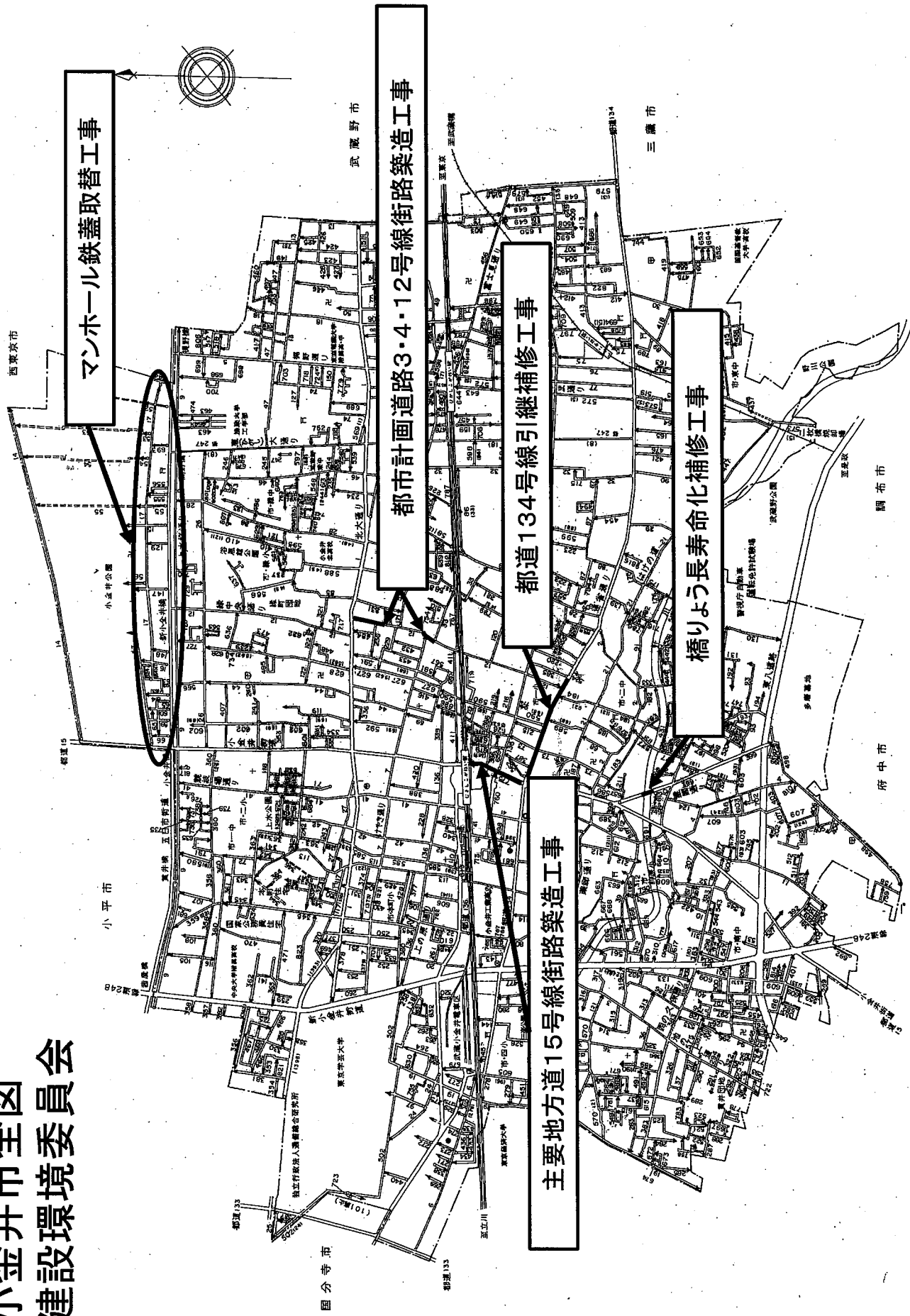
令和2年 8月 1日から  
令和2年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4280-0	令和2年8月18日	主要地方道15号線街路築造工事 関建設工業(株)	83,226,000	令和2年8月19日から 令和3年3月5日まで	街路築造工事 施工延長 アスファルト舗装工(総厚55型) インタロックブロック舗装工 レンギヤスト街きよ工 レンギヤスト縦断側溝設置工 レンギヤスト縦断側溝集水ます設置工 道路照明設置工(車道・歩道)	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	22
2	5250-0	令和2年9月28日	マンホール鉄蓋取替工事 晴下設備工業(株)	14,520,000	令和2年9月29日から 令和3年2月10日まで	マンホール鉄蓋取替工事 79箇所	指名競争入札8者	10
3	5533-0	令和2年10月7日	都市計画道路3・4・1・2号線街路築造工事 金澤建設(株)	21,780,000	令和2年10月8日から 令和3年3月10日まで	街路築造工事 施工延長 インタロックブロック舗装工 視覚障害者誘導用標示ブロック工 切削オーバーレイ工 道路照明設置工事 マンホール設置工	制限付一般競争入札2者	8
4	5560-0	令和2年10月7日	都道134号線引継補修工事 金澤建設(株)	26,598,000	令和2年10月8日から 令和3年2月16日まで	施工延長 切削オーバーレイ工(排水性舗装) 切削オーバーレイ工(半たわみ舗装) 舗装打換工(密粒度舗装) 歩道インタロックブロック舗装 街きよブロック布設替工 境石ブロック布設替工 区画線設置工	制限付一般競争入札2者	7
5	5656-0	令和2年10月9日	橋りょう長寿命化補修工事 関建設工業(株)	66,000,000	令和2年10月12日から 令和3年3月25日まで	既設舗装撤去工 アスファルト舗装工 橋面防水工(塗膜系防水) 区画線工 伸縮装置補修工 梁骨補修工(橋梁本体) 塗膜塗装工(橋梁付属物) 断面修復工 ひび割れ注入工 桁下侵入防止補修工 橋梁足場工	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	7

進捗率は、令和2年11月1日現在

# 小金井市全図 建設環境委員会



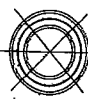
マンホール鉄蓋取替工事

都市計画道路3・4・12号線街路築造工事

都道134号線引継補修工事

橋りょう長寿命化補修工事

主要地方道15号線街路築造工事



西東京市

武蔵野市

三鷹市

調布市

府中市

国分寺市

小平市